回　　答　　書（入札参加資格）

吹田市総務部危機管理室

指定避難所における循環型トイレ機能構築業務に係る入札参加資格の質疑について、次のとおり回答いたします。

NO	質疑項目	質疑内容	回　　答
1	公告11(7)配置技術者	「主任技術者」と「専任技術者（専任）」は同一の者でよいですか。	本業務では「専任技術者」の選任は想定しておらず、1級管工事施工管理技士資格を有する専任の「主任技術者」と「照査技術者」のみで差し支えありません。
2	公告11(7)配置技術者	「地域防災計画修正業務等に精通した実務経験」は、どのような実績・書類で確認されますか。本業務は指定避難所におけるトイレ設備の機能構築であることから、防災用トイレの設置実績や、公共施設等における管工事の施工実績をもって当該実務経験と認められますか。	「防災トイレの設置実績」や「公共施設等における管工事の施工実績」についても実務経験として認められます。
3	公告11(7)配置技術者	照査技術者は選任技術者と別の者である必要がありますか。本業務の規模では、技術者２名の配置は委託料を押し上げる要因にもなることから、専任技術者が照査を兼ねる1名での配置は認められますか。別の者が必要な場合、照査技術者にも専任が求められますか。また、照査技術者は2級管工事施工管理技士の資格者でも認められますか。	1のとおり、本業務で選任する「主任技術者」と「照査技術者」は、別の人員の配置が必要です。 また、本業務への専任は業務内における現場作業発生時に限るものと想定しているため、御質問のとおり、履行期間の全てにおいて専任しなければならないものではなく、他の業務・工事と兼務することも差し支えありません。
4	公告11(7)配置技術者	本業務の規模は、建設業法に照らしても、技術者の選任（請負金額4,500万円以上）や監理技術者の配置（下請総額5,000万円以上）を要しない規模です。また、技術者不足を踏まえて国も専任要件を緩和しているところ、本業務で1級技術者2名の専任配置を求めると、市内業者が他の市発注工事に参加しにくくなるおそれがあります。専任技術者について、2級管工事施工管理技師の資格者による配置や、他の業務・工事との兼務は認められますか。専任を要する場合、建設工事では契約締結後に現場施工に着手するまでの期間や工場製作のみが行われている期間は専任をお要しないとされていることを踏まえ、本業務でも専任は現場での設置作業期間に限り、着手前の期間、装置の製作期間及び設置後の試験導入期間は、他の業務・工事との兼務が認められると考えてよいですか。	